

福岡県公報

平成二十七年四月二十四日
第三千六百八十八号
増 刊 ①

目 次

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
（人事委員会事務局給与公平課）……………一

再 掲

○福岡県議会議事事務局規程の一部を改正する告示
（議会議事事務局調査課）……………一

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年四月二十四日

福岡県人事委員会委員長 箕 田 孝 行

福岡県人事委員会規則第十九号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中「一般財団法人地域創造」及び「公益財団法人福岡県地域福祉財団」を削り、同表特別の法律により設立された法人の項中「福岡県土地開発公社」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

再 掲

福岡県告示式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第五条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県議会議事第一号

福岡県議会議事事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月二十二日

福岡県議会議長 加 地 邦 雄

福岡県議会議事事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会議事事務局規程（昭和三十五年十月福岡県議会議会公示）の一部を次のように改正する。

第四条の表事務局長の項の次に次のように加える。

理事 議長の特命にかかる事務を処理する。

第五条第三号中「副理事」を「理事及び副理事」に改める。

第六条を次のように改める。

（専決事項）

第六条 事務局長（以下「局長」という。）において専決処理することができる事項は、次のとおりとする。

- 一 職員の給与の昇給、昇格等に関すること。
- 二 理事、事務局次長、法務監、副理事、課長等、副課長、企画監及び参事の休暇、欠勤その他服務に関すること。
- 三 理事、事務局次長、法務監、副理事、課長等、副課長、企画監及び参事の旅行命令に関すること。
- 四 臨時職員の任免に関すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。